

会議録

会議の名称	平成27年度 第1回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成27年7月28日（火曜日） 午後7時から9時まで
開催場所	保健福祉総合センター 6階 講座室2
出席者	委員：吉岡座長、高岡副座長、相澤委員、市橋委員、折田委員、久保地委員、税所委員、芹口委員、高野委員、中村委員、平塚委員、藤池委員、松岡委員、宮川委員、矢野委員 事務局：健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、高齢者支援課介護保険担当課長以下4名
議題	議題1 座長・副座長の選出について 議題2 前回会議録の確認について 議題3 地域密着型サービスについて 議題4 平成27年10月分地域密着型サービス事業所の公募について 議題5 運営委員会の年間計画について
会議資料の名称	前回会議録 資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱 資料2 平成27年度西東京市地域密着型サービス等運営委員会委員名簿 資料3 地域密着型サービスについて 資料4 地域密着型サービス事業の概要 資料5 平成27年度西東京市地域密着型サービス事業者募集要項（案） 資料6 平成27年度西東京市地域密着型サービス事業者応募マニュアル（案） 資料7 事業者の選定から指定までの流れ 資料8 地域密着型サービス等運営委員会年間計画 参考資料1 東京都認知症高齢者グループホーム緊急整備事業 参考資料2 審査基準・審査要領のポイント
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・座長が決まるまでの間、介護保険担当課長が議事を進行 ・開会の挨拶 ・依頼状について席上配布 <p>○介護保険担当課長： 委員の就任及び任期について説明。</p> <p>○事務局： ・資料の確認</p> <p>○介護保険担当課長： ・今年度委員の自己紹介の依頼及び事務局職員の紹介 ・各委員より自己紹介</p>

議題1 座長・副座長の選出について

○介護保険担当課長：

座長は委員の互選により選任されることとなっているが、立候補される委員の方はいらっしゃるか。（立候補なし）

事務局としては昨年度に引き続き、吉岡委員を座長に推薦する。（異議なし）
（吉岡委員が座長に選出された。）

・吉岡座長よりご挨拶。ここで進行が介護保険担当課長から、吉岡座長に交替された。

○座長：

次に副座長の選出についてであるが、私から指名させていただき、皆様のご承認を持って選出したいが、いかがか。（異議なし）

昨年度に引き続き、高岡委員に副座長を指名する。（異議なし）
（高岡委員が副座長に選出された。）

・高岡副座長よりご挨拶。

議題2 前回会議録の確認について

○座長：

それでは次の議題の平成26年度第4回会議録の確認について、修正・変更などあるか。

（意見なし）

○座長：

前回の会議録については承認する。

議題3 地域密着型サービスについて

○座長：

続いて次の議題の地域密着型サービスについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

地域密着型サービスの特徴、介護保険事業計画における整備目標、事業の概要について資料に沿って説明。（資料3、4）

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。（意見なし）

議題4 平成27年10月分地域密着型サービス事業所の公募について

○座長：

それでは次の議題の平成27年10月分地域密着型サービス事業所の公募について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

地域密着型サービス事業所の公募に係る募集要項等について資料に沿って説明。（資料5、6、7）

○座長：

ただいまの説明に関して、まず資料5について意見・質問等はあるか。

○委員：

募集の際に保険者の希望する要件は盛り込まれるのか。地方の社会福祉法人が参入して地域との連携に不安も考えられるが、事業者は社会福祉法人・民間事業者を問わず応募できるのか。また、ある程度低所得者を受入れてほしいなど何か保険者からの要望が盛り込まれるのか。

○事務局：

社会福祉法人、株式会社等の種類について要件とすることは考えていない。ただし、小規模多機能型居宅介護をこれまで3事業所を整備したなかで、市としては、地元の医療機関や訪問看護事業所といかに密接な連携ができているかが非常に重要だと考える。小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、これまでのケアマネジャーから小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成の担当者になってしまう。ケアマネジャーとの連携も大切だが、事業所自らサービスを必要とする利用者を探し出す必要があるからである。

○委員：

これまで事業所の選定では、1回の公募で2件か3件の事業所を審査したが、今回は1事業所のみでの公募である。今までの公募では、募集数を超える事業所の応募はあったのか。

○事務局：

小規模多機能型居宅介護については、平成24年7月の3事業所の公募に対して3事業所の応募があった。最終的には1社辞退されたが、選べるような状況ではなかった。

○委員：

1事業所しか応募がなければその事業所に決定するのか。

○事務局：

採点をして一定基準以上のところと考えているので、募集要項にも記載があるが、選定しないという選択肢もあるので、ご了承いただきたい。

○委員：

資料5の確認だが、今回の募集は小規模多機能型居宅介護の単独もしくは小規模多機能型居宅介護とグループホームの併設となっているが、小規模多機能型居宅介護の単独で応募があり選定された場合は、追加でグループホームの募集をするか。計画と数が合わないのではないのか。

○事務局：

今回はこのような形式で募集し、グループホームの多摩地域の26市において一番目という整備率や市内のグループホームの待機者数などを見ながら、来年度以降に公募する

か検討していきたい。以前のこの委員会の中で市内のグループホームの待機者数は80数名とお答えしたが、平成27年5月末の待機者数は63名と若干減少傾向となっている。

○座長：

そのほかに何かあるか。

私から伺うが資料5の1頁の※2に、サービス付き高齢者向け住宅との併設は建設不可とある。先ほどの説明でもわかるが、危惧はあってもないよりはあった方がよいという考え方と、資料5、6、7の要望に応えることのできる事業所の力を考慮した場合、サービス付き高齢者向け住宅を事業展開している事業者の方がその可能性があるとは考えなかったのか。

○事務局：

サービス付き高齢者向け住宅の整備を国や東京都が進めているが、いま市内で多く建設されている。この住宅は市民の方だけが入居できるのではなく市外の方も入居してきて、地域の資源である介護サービス等を使う可能性が高い。長く住み続けていただいている市民の方の利用についても考慮し、今回はサービス付き高齢者向け住宅と併設でないものという条件をつけた。

○座長：

建設時ではなく、小規模多機能型居宅介護を利用するときに市民であることを条件としてはどうか。

○事務局：

小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスとして市民しか利用できないが、平成27年4月から制度が変わり、サービス付き高齢者向け住宅は住所地特例が適用されるアパートとなった。転入して西東京市民となれば地域密着型サービスの利用はできるが、介護保険の給付費については前の住所地の保険者が払うこととなっている。

○座長：

ほかに何かあるか。

○委員：

確認だが、地域密着型サービスは利用者のニーズに応えるためということが出発点ということではどうか。今回、小規模多機能型居宅介護のみ又は小規模多機能型居宅介護とグループホーム併設の公募を考えているとのことだが、その地域のニーズを把握されているのか伺いたい。もしグループホームのニーズがあれば、やはりグループホームも作らなければならないと思う。どのようにニーズを把握されているのか伺う。

○事務局：

第6期の介護保険事業計画を作るにあたり、平成26年に市内の事業所や市民にアンケート調査を実施したが、小規模多機能型居宅介護のニーズが高いという結果が出ている。第5期の計画の中でも各圏域の一つという整備目標があったので、第6期では未整備だった南部圏域に整備するものとして、第6期の計画に位置付けた。グループホームの

ニーズもあったが、比較をすると小規模多機能型居宅介護のニーズが高かった。

○委員：

そうすると、グループホームのニーズもあるが、作らなくてはいけないというほどではなく、小規模多機能型居宅介護は作らなくてはいけないという考えか。

○事務局：

小規模多機能型居宅介護は平成18年度に新しくできたサービスで、在宅サービスの位置づけとなっており、自宅に住みながらサービスを利用する。登録定員は現在29名だが、経営が難しいサービス事業のひとつでもある。当初は小規模多機能型居宅介護の単独で公募をしていたが、応募する事業所がなかった。グループホームは利用者が入居するので経営的には比較的安定している事業である。そのような経緯から、第5期の計画から小規模多機能型居宅介護とグループホームの併設を要件として公募したところ、3か所整備することができた。しかしグループホームは平成27年4月の報酬改定により報酬が大きく下がったサービスの一つであり、そのことも考慮した結果である。

○委員：

ニーズについて、先ほどグループホームの待機者が80数名から63人に減っているとのことだが、複数の事業所に申込みしている方が多い。実質人数は何人か。

○事務局：

待機者数については、名寄せを行わないと実人数はわからないので、今のところ市では把握していない。

○委員：

グループホームを必要としている実人数はわからないが、相対的な人数が減った理由は何だと捉えているのか。

○事務局

いくつかのグループホームからは、市内又は市外のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入居されて、待機者数が減ったという話を聞いている。

○委員：

地域包括支援センターとしては、グループホームに入居したい方はまだ地域にいると考えている。ただし必要ではあるが料金が高く申し込めない。申し込みしていただければ、他のサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームへ移ることができるのは、一定の収入があり、他に移るといった選択肢がある方なので、そういった要因で待機者数は減ったと思う。しかし認知症の方の数は確実に増えており、また特養は原則要介護3以上と要件があり、グループホームの必要性はあると思う。しかし料金がネックとなるので、そのあたりを募集要件の一つに考えていくのかということは大切だと思う。

○委員：

過去何年かの会議で必ず出てくるのは、制度のはざまにいる低所得者の人たちがどう

いうサービスを使えるのかということである。身寄りがなく申請ができない、低所得者であるとか、知的障害の方が介護保険を適用すると介護度はでないけれど、やはり身寄りがいなくて、そういう人たちが行ける場所が実際にはないと思われる。受け皿になるものを、地域密着型サービスと何かリンクをさせるということとはできないのか。

○事務局：

制度的には、低所得者対策とのはざまの方の話になるかと思うが、現在の介護保険制度や地域密着型サービスの枠組みのなかで全てを対応できる制度にはなっていない。サービスをどのように提供していけるのか応募があった事業者の話を聞きながら、それを地域密着型サービスとして実現していけるかを含めて判断していきたい。

○委員：

施設の建設に際して、東京都と国が補助金を出すのか。

○事務局：

いろいろな補助金の形態があって、東京都が単独で出すもの、国の基金を活用して東京都が補助するものがある。

○座長：

ほかに何かあるか。

○委員：

先ほどの委員の意見は、事業者に対して低所得者向けの負担軽減を求めるのもよいが、市が地域密着型サービスの事業者指定を行うのだから、市の事業として何か考えてみてはどうかという発言だと私は受け止めた。地域包括ケアシステム、地域で全ての人たちが安心して住むためのサポートを、国制度がなくても、地域密着である西東京市として積極的に、今は無理でもこれから先考えていくべきだと思う。

○事務局：

今のご意見を受けて、地域包括ケアシステムということで、これから10年間と言われているので、そのなかで今の低所得者のことも含めてやっていけたらと思う。貴重な意見として、今後念頭におきながら対応していきたい。

○座長：

財源の確保も必要であるし、いま柏市のスタイルが注目を浴びており、参考にして西東京市に住みたいという人が増えるように願います。

○委員：

今の低所得者の一つの切り口というのは、利用料が払えないという懸念である。この委員会の所掌事項に、地域密着型介護サービス費や額に関することについても審議できるとあるが、今、言っている費用というのは地域密着型介護サービス費のことか。

○事務局：

基本的には国の介護報酬の基準に従って設定していくが、地域によって一定基準内で変更することが可能となっている。ただし、低所得者の方ということで報酬を変更するのは難しいと思う。

○委員：

この会議の中で、これまでも委員の方から低所得者の方についての意見が出ている。西東京市として今後どうしていくのか、どこをどう変えれば可能なかが示されると、議論が発展していけると思う。

○委員：

グループホームの費用が高いのは、介護の費用ではなく、家賃などの実費部分のことを指している。介護施設は負担軽減制度があり、収入によって部屋代と食事代が安くなるが、グループホームはその補助が受けられない。介護の費用は事業所のことを思えばそう下げられないので、低所得者への実費部分の補助ができればよいと思う。

○事務局：

どういう方法が取れるのか検討して、次回お示ししたい。

○委員：

小規模多機能型居宅介護の定員が25名から29名に増えたが、3事業所の現在の登録人数を教えてほしい。

○事務局：

事業所名は控えるが、登録者数としては、25名程度、一桁程度の人数、ようやく二桁の人数という状況である。

○委員：

利用したい人はいるけれど利用に結びついていないということか。アンケートでは小規模多機能型居宅介護を利用したいとなっているが、実際には、一桁のところとやっと二桁のところがある。そのギャップについての調査はしているか。

○事務局：

調査はまだしていない。第7期の計画策定のために、来年度にアンケート調査をすることになると思うので、また改めてニーズを把握していきたい。小規模多機能型居宅介護についてよく言われていることは、こちらは定額の月額報酬なので、利用者は使えば使うほど得するけれど、あまり使わないと損した気分になる。また小規模多機能型居宅介護を利用すると訪問介護など他のサービスが使えなくなることもあり、希望のサービスを選べなくなるという点もある。

○座長：

多角的な面から検討していただきたい。

募集要項案については、議論が出尽くしたとしてよいか。（異議なし）

続いて資料6の地域密着型サービス応募マニュアル案について、何かあるか。

○委員：

前年度に議題に上ったのかもしれないが、10ページの7、立地環境・施設整備について、地域密着型サービスで事業所を新設した場合には、例えば1室を地域に開放するという項目を設けることは可能か。西東京市は公民館、地区会館の部屋が少なく市民の居場所がないので、地域密着型サービスの施設の1室を地域に開放して欲しい。

○事務局：

事業とは別に部屋を設けるのは事業者の負担になり難しいと思う。

○委員：

一年に一度の施設開放ならよいと思うが、地域住民に一部屋の開放まで求めるのは難しいと思う。

○委員：

職員の食堂の開放であるとか、デイサービスの施設を土日に開放して、地域貢献しているところもある。

○委員：

要支援の人の行き場がなく、総合事業を行えるような場所があればよいと思う。地域密着型サービスの施設の1室で、例えばそこで料理教室を行うといったことができないか。

○委員：

2年前に小規模多機能型居宅介護について他市の施設へ見学に行ったが、コミュニティルームという誰でも使える部屋があり、よいと感じた。

○委員：

資料1第2(3)の設置要綱について、施設設置の改善はどこに入るのか。

○事務局：

新規指定後、6年ごとに指定更新を行うが、その前に地域密着型サービスの基準に基づき、市が実地指導を行うようにしている。また昨年度から、グループホームと小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に、地域包括支援センターの方々に加えて介護指導給付係の職員も出席するようにしており、そこで意見を述べることもできる。

○座長：

運営推進会議の要点だけでも、この会議の委員に配布してはどうか。

○事務局：

一度検討させていただく。

○座長：

質疑がなければ、本委員会において議論した内容を踏まえつつ、10月公募分の募集内容については承認ということによいか。（異議なし）
異議がなければ承認とする。

議題5 運営委員会の年間計画について

○座長：

それでは最後の議題の運営委員会の年間計画について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料8に沿って説明。今年度の運営委員会は年3回の開催予定である。次回の運営委員会については、11月頃の開催を予定している。日時等は詳細が決定次第、連絡する。

○座長：

これで本日の委員会は閉会する。

以上